

令和8年2月4日宣告 裁判所書記官

令和6年（わ）第165号、第182号、第204号

令和7年（わ）第23号、第112号

主 文

被告人を懲役3年に処する。

未決勾留日数中350日をその刑に算入する。

本件公訴事実中、令和6年12月27日付け起訴状記載の公訴事実については、被告人は無罪。

理 由

【罪となるべき事実】

第1 被告人は、金品窃取の目的で、令和6年7月20日午後1時頃から同月22日午前8時15分頃までの間に、株式会社AB薬局C店店長Dが看守する福岡県柳川市（住所省略）の同店に、東側勝手口ドアの施錠を外して侵入し、その頃、同所において、同人ほか1名所有又は管理の現金約2011円及び鍵2点（時価合計約600円相当）を窃取した。

（令和7年5月28日付け公訴事実 [小倉支部起訴分]）

第2 被告人は、金品窃取の目的で、令和6年9月3日午前3時42分頃から同日午前3時47分頃までの間に、株式会社EF薬局G店総括責任者Hが看守する佐賀市（住所省略）の同店に、同店東側出入口ドアの施錠を外して侵入し、その頃、同所において、調剤棚の引き出しを開けるなどして物色したが、金品を発見できず、その目的を遂げなかった。

（令和6年12月6日付け公訴事実）

第3 被告人は、金品窃取の目的で、令和6年10月21日午後6時30分頃から同月22日午前8時頃までの間に、株式会社Iが営み、同社経営者Jが看守する福岡県筑紫野市（住所省略）のK薬局に、東側勝手口ドアの施錠を外して侵入し、その頃、同所において、同社所有の現金1万1100円を窃

取した。

(訴因変更後の令和7年4月28日付け公訴事実 [小倉支部起訴分])

第4 被告人は、金品窃取の目的で、令和6年10月24日午前2時30分頃、株式会社E F 薬局L店店長Mが看守する佐賀市(住所省略)の同店に、同店出入口ドアの施錠を外して侵入し、その頃、同所において、同人管理のポーチ1個(時価約1000円相当)を窃取した。

(令和7年2月12日付け公訴事実)

第5 被告人は、金品窃取の目的で、令和6年10月24日午前3時28分頃、前記第4記載のF 薬局L店のMが看守する同店に、施錠の壊れた出入口ドアから侵入した。

(令和6年11月14日付け公訴事実)

【一部無罪の理由】

1 令和6年12月27日付け起訴状記載の公訴事実の要旨は、被告人が、金品窃取の目的で、令和6年6月4日午前3時59分頃から同日午前4時14分頃までの間に、N有限会社O薬局(以下「本件薬局」という。)管理者Pが看守する佐賀市(住所省略)の同薬局に、同薬局南側腰高窓(以下「本件腰高窓」という。)の施錠を外して侵入し、その頃、同所において、棚の引き出しを開けるなどして物色したが、金品を発見できず、その目的を遂げなかった、というものである。

2 P作成の被害届(甲15)並びに警察官作成の実況見分調書(甲17)、撮影報告書(甲18)及び防犯カメラ精査結果報告書(甲19)によれば、何者か(以下「犯人」という。)が、令和6年6月4日午前3時59分頃、本件腰高窓の施錠を外して本件薬局に侵入し、同薬局内を物色した後、同日午前4時14分頃、同薬局から出て行ったことが容易に認められる。

検察官は、①本件薬局の南東側室外機(以下「本件室外機」という。)上から採取された現場足跡が、犯人のものであり、かつ、被告人から押収された靴により印

象されたものと認められること、②犯人の着衣等の特徴と被告人から押収した着衣等の特徴が極めて酷似すること、③犯人の手口が被告人の犯行手口と類似すること、といった事実関係から、被告人が犯人であると主張する。

これに対し、被告人は、本件については身に覚えがないと述べ、弁護人は、被告人が犯人であることには合理的な疑いが残ると主張する。

3 そこで、検察官が主張する事実関係に即し、被告人の犯人性について、検討する。

(1) まず、証人Qの当公判廷における供述及び同人作成の鑑定書（甲26）その他関係証拠によれば、①本件室外機は、本件腰高窓の東側下方に存したところ、令和6年6月4日、警察官は、本件室外機上に遺留されていた足跡21個を採取したこと、②被告人は、同年10月24日、判示第5の犯行後、警察官に現行犯人逮捕され（以下「本件逮捕」という。）、その際、黒色の靴（以下「本件靴」という。）を任意提出したこと、③Qは、佐賀県警察本部刑事部鑑識課の鑑定官であるところ、本件靴と前記足跡の対照を鑑定嘱託され、前記足跡について、本件靴裏の底模様と重ね合わせて対照する重合法に加え、特徴箇所を拡大して対照する拡大鑑定法を実施し、前記足跡のうち1個（以下「本件足跡」という。）が、本件靴裏の底模様の踏まず部に存在する四角様模様（以下「本件四角様模様」という。）及びその周囲のちらし模様と重なったと判断して、本件足跡と本件靴裏の底模様とは「一致の可能性が極めて高い」と鑑定した（以下「本件鑑定」という。）こと、が認められる。

この点、本件足跡の採取場所や採取過程等に照らすと、本件足跡は、犯人により印象されたものと推認することができるところ、検察官が指摘するとおり、本件足跡が本件靴によって印象されたものと認めることができるのであれば、被告人が犯人であることが相当程度推認できることになる。

もっとも、本件鑑定については、特徴箇所の個数の統計等に基づく客観的な基準によるものではなく、あくまでQの知識及び経験に基づく判断にすぎない、とQが供述するものであるから、Qが足跡の鑑定業務に約11年間従事し、約400件の

足跡鑑定の経験を有することを踏まえても、その証明力については、慎重な吟味が必要である。

そして、本件鑑定については、①そもそも、現場に遺留されていた足跡21個のうち本件靴裏の底模様と「一致の可能性が極めて高い」と判断されたのは、わずか1個にすぎないこと、②本件靴は、被告人が、量販店で安価で購入した既製品であり、相当程度流通している可能性があること、③本件靴裏の本件四角様模様については、一見して顕著な特異性を有しているものとは評価できず、また、本件靴と同種の製品に同様の痕跡が発生する出現頻度は不明であること、④本件足跡が印象されたと考えられる日（令和6年6月4日）と本件靴の任意提出を受けた日（同年10月24日）との間には、約4か月半の間隔が空いているところ、かかる期間中に本件四角様模様が生じた影響についても不明であること、といった問題点があり、その証明力については、犯人性を直ちに推認させるものとはいえない。

そうすると、本件足跡は本件靴以外の靴でも印象される可能性が残るものといわざるを得ず、本件鑑定は、あくまで、被告人が犯人である可能性を一定程度推認させるものにすぎないというべきである。

(2) 次に、警察官作成の防犯カメラ精査結果報告書（甲19）、捜査報告書2通（甲20、21）及び撮影報告書2通（甲23、29）その他関係証拠によれば、①犯人は、全身を防護服様の衣類で覆い、ゴーグル（バンド部分に1本の線、上部に通気口様の穴2か所）、手袋（甲部分に「M」「O」の様に見える3文字のロゴ様の記載と同記載下部に1本の線）等を着用していたこと、②被告人は、本件逮捕当時、全身をタイベックスーツで覆っており、ゴーグル（バンド部分中央に1本の線、上部に通気口様の穴2か所）、手袋（甲部分に「MOG」のロゴの記載と同記載の下部に1本の線）等を着用していたこと、が認められる。

かかる事実関係は、犯人が侵入窃盗時に身に付けていたものと、被告人が侵入窃盗時に身に付けていたものが、類似していることを示し、被告人の犯人性を一定程度推認させるものとはいえる。

もつとも、本件被害店舗の防犯カメラの映像（甲19等）は、必ずしも鮮明なものではなく、犯人の着衣等を確実に特定できるものではない上、被告人の着衣等とも前記認定の限度で類似していると評価できるにとどまる。また、かかる類似点の組み合わせについても、侵入窃盗犯が着用する組み合わせとして、顕著な特異性を有しているものとはいえない。

(3) さらに、検察官は、犯人が、夜間の薬局に侵入するや、懐中電灯やバール様のものを用いて棚等を物色しているところ、被告人が敢行した判示第1～第5の各犯行も、夜間の薬局を狙った犯行で、懐中電灯やバール等を用いて薬局内を物色して、現金を窃取しようとするもので、手口が共通していると主張するが、かかる共通する手口については、他の同種事案の手口と比して、さほど特異性を有するものではない。かかる手口の共通性は、被告人が犯人であることと矛盾しない事情とはいえるが、それのみから被告人の犯人性を推認させるほどの証明力があるとはいえない。

4 以上からすると、犯人は、被告人が使用する本件靴と類似する痕跡を残す靴を履いた状態で、被告人が侵入窃盗をする際と類似する着衣等を身に付け、被告人と共通する手口で深夜の薬局に侵入して物色行為をした、という事実関係は認められるものの、本件足跡は被告人が使用する本件靴以外の靴でも印象される可能性が存し、犯人の着衣が顕著な特異性を有するものではなく、犯人の手口もさほど特異性を有するものではないといった諸点を踏まえると、前記事実関係を総合評価したとしても、被告人が犯人でないとした場合に合理的に説明することが困難な事実関係とまではいえない。

そして、被告人は、判示第1～第5の各犯行を実行したことは自認しながらも、本件犯行については、全く身に覚えがなく、自身の記憶としては、令和6年4月頃から同年7月に判示第1の犯行に及ぶ頃までは、侵入窃盗をやめていた旨供述しているところ、かかる供述が直ちに虚偽であると排斥することもできない。

したがって、令和6年12月27日付け起訴状記載の公訴事実については、犯罪

の証明がないことになるから、刑事訴訟法 336 条により、被告人に対し、無罪の言渡しをする。

【法令の適用】

罰 条

判示第 1、第 3、第 4 の所為

建造物侵入の点 いずれも令和 4 年法律第 68 号 441 条 1 項により同年法律第 67 号 2 条による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。）130 条前段

窃盗の点 いずれも旧刑法 235 条

判示第 2 の所為

建造物侵入の点 旧刑法 130 条前段

窃盗未遂の点 刑法 243 条、旧刑法 235 条

判示第 5 の所為 旧刑法 130 条前段

牽連犯の処理 判示第 1、第 3、第 4 の各建造物侵入と各窃盗との間及び判示第 2 の建造物侵入と窃盗未遂との間には、いずれも手段結果の関係があるので、いずれも刑法 54 条 1 項後段、10 条（ただし、同条 1 項は旧刑法）（いずれも重い窃盗罪又は窃盗未遂罪の刑で処断）

刑種の選択 いずれも懲役刑選択

併合罪の処理 旧刑法 45 条前段、47 条本文、刑法 10 条（ただし、同条 1 項は旧刑法）（刑及び犯情の最も重い判示第 3 の罪の刑に法定の加重）

未決勾留日数の算入 刑法 21 条

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法 181 条 1 項ただし書

【量刑の理由】

本件各犯行は、被告人が、5 回にわたり、金品窃取の目的で、人のいない時間帯

の薬局に、全身をタイベックスーツに身を包み、ゴーグルや手袋等を着用して侵入し、うち4回（判示第1～第4）につき店内の引き出しを開けるなどして物色し、うち3回（判示第1、第3、第4）につき金品を発見して窃取した、というもので、自身の犯行であることが発覚しないよう巧みに工夫された周到かつ手慣れた態様といえる。既遂事案の被害額は、合計約1万4000円程度にとどまってはいるが、各被害薬局は、侵入口の窓等の交換や被害現場の保全のための営業停止等の相当な被害を受けており、本件各犯行によって生じた結果は重大といわざるを得ない。被告人は、判示第1の犯行前に前科4犯を有し、平成22年には、住居侵入、強姦のほか、4件の薬局に対する侵入窃盗をしたとして、懲役8年の判決を受け、平成30年2月にその刑の執行を終えたものであるところ、その約6年半後に立て続けに前件同種の犯行に及んだものであるから、相当程度厳しい責任非難を向けるべきである。

そうすると、被告人に対し、本件各犯行の刑事責任として、一定期間の懲役刑の実刑を科すことは免れない。

他方で、被告人が、本件各犯行をいずれも認めて各被害薬局に謝罪の意を示し、判示第1の被害薬局側に対し3万円を、判示第2、第4、第5の被害薬局側に対し合計8万3500円を、判示第3の被害薬局側に4万5200円を、それぞれ被害弁償していること、本件逮捕後、窃盗症に関するワークブックに取り組むなどし、当公判廷において、二度と窃盗をしないと誓っていること、その他被告人に有利に斟酌できる事情も存するので、主文の刑期を量定した。

（検察官の求刑：懲役4年の実刑）

令和8年2月4日

佐賀地方裁判所刑事部

裁判官 山 田 直 之